

# 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 (平成 29 年度 第 3 回) 議事録

## 1 日時

平成 30 年 1 月 30 日 (火) 15 時 30 分～16 時 30 分

## 2 場所

天神ビル 11 階 10 号会議室

## 3 出席者

別紙のとおり

## 4 議事

(1) 開会

(2) 議事

第 7 期福岡市介護保険事業計画の答申案について

(3) 閉会

## 5 議事

(1) 開会

【事務局】 <会議成立の報告> <会議資料の確認>

(2) 議事

**第 7 期福岡市介護保険事業計画の答申案について**

【事務局】 <資料 1～4、参考資料 1 説明>

【会長】

どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

まず 1 点目ですけれども、参考資料 1 の 2 ページの④、これに対しましては公正中立の主任ケアマネ管理者ということで、福岡市さんはさっそく、各事業者さんにアンケート調査をしていただき本当にありがとうございました。これに対しましては当然、ここの括弧の一定の経過措置期間ということ設けるとということで、私どもが審議会の中で提言させていただきました。いきなり主任ケアマネジャーといってもまだ当然もってない事業所もあるので、そこをどうしていくかということで一応経過として私は挙げさせていただきました。それに関しましてはしっかり協力をしていただけたらいいかなと思っております。

2 点目が 4 ページです。4 ページの生活援助の担い手の拡大という項目に関連してお

話させていただきます。今回、身体介護の分野が結構変わってきています。そこをしっかりと、苦勞するのは私どもですのでしっかりとその辺は調整をしながら、どういう形を移行しているかということで一緒に検討させていただけたらいいなと思っています。

3点目ですけども、まず今回の委員名簿を見ていただけたらいいかなと思います。この中に6番、16番、18番、23番、25番、ここは職能団体として、ここに私も来させていただいています。それを踏まえまして、資料3の46ページ、(14)の②ケアマネジメントの適正化、アンダーラインがあります下から2行目ですけども、主任介護支援専門連絡会の開催、各区介護支援専門委員会で実施という、この各区介護支援専門委員会というのは、ここでしたら当然職能ですので、そういう協会との連携を図るといふ文言があるべきではないのかなと思っています。

そして4点目ですけど、48、49ページですね。アの包括支援センターの取り組みの中で地域の介護支援専門員への支援、そしてイの研修の充実、介護支援専門員への積極的な情報提供と3点伺っておるんですけど、この中の地域の介護支援専門員への支援の中で主任介護支援専門員が平成18年からスタートしまして、包括支援センターに勤務される主任介護支援専門員と特定事業所加算を取っている居宅介護支援事業所に勤務する主任介護支援専門員もいらっしゃいます。包括の主任ケアマネが居宅介護支援事業所の介護支援専門員さんを後方支援するんですけど、居宅の経験がない方が包括支援センターに配置されていることがあり、結構その辺がいかげなものかということで私どもも研修の中で出てきております。そこを是非考えていただけたらいいかなと思っています。そして、49ページは研修の充実ですので、ここももう保険者さんじゃなくて当然私どもの職能を使っただけで研修等、私どもも進めておりますし、法定研修も変わってます、ガイドラインも変わっています。ガイドラインの研修等も見直しを進めておりますのでどうぞここは職能を使っただけで連携を図っていただきたいと思いません。すみません長くなりましたけど、以上4点よろしくお願ひいたします。

**【会長】**

事務局、よろしいですか。

**【事務局】**

ケアマネにつきまして、いくつか質問というかご意見いただきましたので、まとめてお答えをさせていただきます。

今回、ある意味目玉とも言えるケアプランセンターの管理者は主任ケアマネでなければならないという基準が導入されたということもございまして、調査を行っております。

実は主任ケアマネの養成に関しましては、県が研修事業を行っております、福岡市としては市内のケアマネを推薦する、派遣するようなことを行っております。けれども、今ご指摘がございましたように3年間の計画の中で全てケアプランセンターが管理者として主任ケアマネを少なくとも1人以上置かなければならないというようなことになってまいりますので、今どのくらい主任ケアマネを配置していて今後3年間でどこまで育成をしていかなければならないのか、調査をしております、また県とも連携いた

しまして育成については努めていきたいと考えてございます。

それと、もう1点、ケアマネジメントの適正化のところで、各区の支援専門委員会での支援ですとか、主任ケアマネの連絡会開催ですとか、諸々、今取り組んでいるところも実はございます。ある意味ケアマネさんご自身が自発的にやられているところを少しお手伝いしているような側面がございまして、その中でやはり来年度以降、主任ケアマネというポジションでやったら重みがかかなり大きくなってくる。もっとしっかりとした体制作りを進めていかなければならない時に、この研修のあり方をどうすべきかということは今、内部でも検討を進めているところでございまして、研修の中で外部のご協力等もいただきながら進めていきたいと思っております。

**【事務局】**

引き続きで恐れ入ります。地域包括支援センターのところで48、49ページのところでございますけれども、職能団体の皆様方との連携ということでお話を頂戴いたしました。ここに関しましては私どものほうで、そういった方々との連携というのをどういった書き方ができるか少し工夫をさせていただければと考えてございます。以上でございます。

**【会長】**

よろしいですか。じゃあよろしく願いいたします。

**【委員】**

意見ではなく質問ですけれども、お願いいたします。

まず資料1の19番のご意見の中で、認知症の初期の方で成年後見制度の利用には至らないけれども介護保険サービスとかでは対応できない不都合やトラブルがある方に認知症対策で検討ができないかというご意見に対して、41ページに認知症高齢者のことも含めた取組みや課題も示していますという考え方が示されております。41ページというのは地域包括支援センターの強化のところでございますので、ということは成年後見に至らない認知症初期の方のさまざまな制度の狭間にあるような問題については自治会とか地域包括支援センターを強化することで対応していくと解釈してよろしいでしょうか。

**【会長】**

事務局、よろしく願いします。

**【事務局】**

確認ですけれども、内容といたしましては35ページに記載すべきでは、ということでしょうか。

**【委員】**

「意見への対応と考え方」のところに41ページの本文中に書いてありますと記述がございましたので。ご意見としては認知症35ページのところに追加してくれというご要望だったと思うんですけれども、それを受けた回答が41ページ地域包括支援センターの強化のところに含めて書いておりますと読み取れたものですから。制度の狭間に対

応するものは地域包括支援センターでカバーしていくと解釈したのですが。

**【事務局】**

今、ご意見を頂戴いたしましたところ、認知症の方のこれからの相談、そういった支援のことをございますけれども、たしかに 41 ページ地域包括支援センターのところでも現在対応いたしております。それに加えて記載がまずくて申し訳ないんですけども、35 ページのところでも今回新たに加えさせていただきましてとおり、認知症等により判断能力が十分でない方の意思決定を支援するための成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きと、こういったことを含めて、総合的に体制を検討していきたいということを、今後の方向性として 35 ページのほうに書かせていただいておりますので、こちらの回答でお願いできるかと思っております。以上でございます。

**【委員】**

了解いたしました。成年後見制度に至らない方という質問でしたので、35 ページでは成年後見制度該当する方ということだけではなく、もう少し幅広に総合的な体制をというふうに解釈してよろしいわけですね。

**【事務局】**

左様でございます。

**【委員】**

ありがとうございます。それからもう 1 点だけ。資料 2 ですけども、資料 2 というのは資料 1 で出てきた修正点をまとめたものと解釈してよろしいでしょうか。

**【事務局】**

資料の作り方が非常に複雑で申し訳ないんですけども、今回、修正をするものについて資料 2 で集約をさせていただいております。市民の意見はかなり多くございましたけれども、項目が重複しているところも多うございまして、それを示す部分をまとめて記載し、加えて、市民意見以外の修正もございましたので、そちらも資料 2 にまとめさせていただいております。若干見づらいところもございしますが、そういう整理で用意させていただいております。以上でございます。

**【委員】**

ありがとうございます。そうしますと例えば、資料 2 の 2 ページの真ん中、34、35 ページの認知症施策の推進のところ、随分追加で記載をしてくださってるんですけども、これは「市民意見等を踏まえ修正」と書いてございますが、例えば資料 1 で言えば何番の意見に対応するのでしょうか。

**【事務局】**

3 ページの一番下の部分ぐらいから認知症云々が出てまいりますけれども、次の 4 ページ、こちらのほうはほぼ認知症の方の対応が多い部分になってまいります。5 ページのほうも引き続き、それ以外のご意見もございしますが、認知症の方々の対応のご意見でございます。それから次の 6 ページにも認知症の対応についてのご意見が引き続き出てまいりまして、7 ページの上まで認知症サポーターの今後の役割等について入ってきて

るところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

10 ページとかにも少し関連で記載が入っております。

【会長】

ほかにございませんか。どうぞ。

【委員】

先ほど、委員が職能団体みんなでがんばって介護をなんとかしていきましょうという発言があったことはありがとうございます。その覚悟であります。それはそれとして、パブコメを見ると認知症のことでいろんな意見が出ているということ、それから介護人材確保についてもたくさん意見が出ていて、修正もここに書き込まれておりますが、はっきり言って今日これで最後だから答申案としてそれはそれでいくとしても、ただお願いしたいのは、パブコメで答えておられるほど簡単ではないと。ここの答申で書かれている内容では人材確保はできないという非常に強い覚悟をもっていただきたいなと思っております。例えば、パブコメですからこれは資料1ですけども、7ページぐらいからずっと人材確保の事が書かれています。7ページの24番ぐらいからそういう意見が出てきていて、修正ということで8ページの29番等にも出ております。私が気になったのは12ページですけども、一番上44番のところに「総合事業のホームヘルパー確保はどの程度進んでいるのか」という質問に対して、320名養成していますと福岡市のほうは答えておられます。それから46番についても320名ですけども養成していると。質問の中には要請しているけども実際に働いている人はということに対してはここでは把握しておりませんと福岡市は答えておられます。私どもに入ってきている情報としては、研修を受けたけども雇用に結びついていないという情報が入ってきております。これでは新総合事業も当然成り立たないわけで、100の自治体が運営難に既に陥っているということは新聞報道で書かれています。だから軽度は住民で支え合おうという地域包括ケアの考え方が、なかなか人材がないという相当深刻な問題があるということ、ここにいらっしゃる委員さんをご存じでしょうし、行政もお分かりになっていると思うんですけど、さらに厳しいということを是非、認識してこの委員会を終わるべきではないかなと思っております。さらに新報酬が発表されましたけども、軽度だけではなく要介護1から要介護5まで生活援助型のヘルパーが作られます。これははっきり発表されていまして、報酬単価も要介護1から要介護5までの生活援助は2単位下がるということになっています。その人材の養成もまもなく始まりますけども、それも私は人が集まらないのではないかと現在のヘルパーでさえも集まらないわけですから、さらに報酬を下げて集まるということはかなり厳しいのではないかなと思っております。今日は最後ということですから、答申案にこれしか書けないとしてもさらに厳しく何らかの対応をしなければいけないのではないかなと思っていう事をお伝えしたいと思っております。

例えば、北九州市は優良事業所の表彰をつい最近しました。そうやって人材確保をす  
るとか、そういうことをやっておりますのでいろんな事を調べながら対応できる事はや  
っていただきたいというお願いです。以上でございます。

【会長】

何か事務局、付け加える事ありますか。たしかに今の人材がいないというのは本当あ  
っちこっちで聞くし、今、委員のお話聞くとなかなか厳しいとこと思うんですけども。

【事務局】

事務局としても、人材確保については非常に重要な課題であると認識してございまし  
て、先ほどもいろいろ状況等の把握をするべきじゃないかというご意見等もございまし  
た。そういうご意見を踏まえまして、しっかりと取り組んでいく必要があると考えてご  
ざいます。以上でございます。

【会長】

よろしくお願ひいたします。

【委員】

私も同じ意見でありまして、同じような声が届いてます。生活支援型訪問事業者研修  
ということで320、今年もたしか300ぐらい受けてらっしゃると聞きますけども、まず、  
本当に就労が可能かどうかというように、失礼な言い方だけど、そういう方々も受け  
にいられていると。だから本当に実効性があるのかという非常に疑問視をされてる声  
が届いております。

それともう1点ですが、37 ページ、人材確保ということで、施策の方向性と展開と  
いうところで、いろいろ方向性を書かれているんですけど、本当に先ほどと全く同じ意見  
でありまして、本当にこれで人材が集まるのかという事を非常に危惧しています。です  
から、もう本当にしっかり危機感と覚悟をもって取り組まないと。若い人に限らず介護  
の現場で仕事をしたいという方がなかなか集まりにくいという状況を共有していただ  
いて、しっかりと取り組んでいただきたいという事と、処遇改善ということでこれまで  
ずっと言っ続けてこられていますが、介護事業者に対して介護報酬の処遇改善加算を積  
極的に活用するよう働きかけていきますということなんですが、実際、処遇改善加算も  
聞くところによると介護報酬に反映されるので結局、利用者負担に跳ね返ってくるとい  
うことがあるから、やはり事業者間の競争で勝ち残るために加算をあえて取らないとか  
そういう声も届いています。だから事業者さんの努力というか、処遇改善を横に置いと  
いて、やはり利用者さんの獲得という部分で競争に使われているような状況を見れば、処  
遇改善には遠く及ばないと思いますので、これはもう福岡市だけの対応ではなかなか難  
しい部分もありますので、しっかりと国、県と連携して、そういう声があることを受け  
止めていただいて、本当に危機感と覚悟をもって取り組んでいただきたいと要望して  
おります。

【会長】

ありがとうございました。事務局、お願ひいたします。

### 【事務局】

委員より人材ということでご意見を頂戴しました。先ほどの委員さんのご指摘とあわせて少しお答えをさせていただければと。処遇改善、これは今、委員がおっしゃられたとおり、国県によるところも大きゅうございまして、市だけではなかなか厳しいところがございます。

一方で、これからの福祉問題、若い方はもちろん、それから経験、資格のある方に入ってきていただく、それからさらに大きな話ですと外国人の研修ということも動いているような状況でございます。私どものほうでは新たに入ってきていただく人をどう確保していくか、それとあわせて定着というところにおきましても、やりがいですとか、モチベーション、それから例えば事務の負担を軽減することでより接遇のところに特化していただくですとか、場合によっては定着が非常に進んでいる事業所の実態をいろいろ把握するとか紹介するとか、まだまだ市としてももう少し取り組めるところがあるのではないかと考えております。そういった意味では、またこれよりしっかりと介護人材、非常に大事と考えてございますので、取り組みを進めさせていただければと考えてございます。以上でございます。

### 【会長】

ありがとうございました。ほかにございませんか。どうぞ。

### 【委員】

私もちょっと介護事業に携わっているので本当に人材が足りないのはわかってるんですけども、マッチングや就職面談会とか定着支援とかも当然なんですけども、同じキャパの中で取り合いをしている感覚がどうしてもあるような感じで、処遇によってあっち行ったりこっち行ったりというような人材が横行してるという。九州厚生局の資料がありますが、福祉系の高等学校が県内にいくつかあるんですけど、ほとんど北九州で慶成や美萩野女子、飯塚、県立では久留米地区筑水高校。佐賀とか長崎とか各県にはそういう福祉系の学校がたくさんあって、高等学校ですね。短大になると福岡にもできてきて西日本短期大学と精華と福岡医療短期大学がこの福岡市にあるということで、新しい人材を作り出していくという視点に立ち、市立高校を4校ももっていますので、それぐらいに考えていかないと外国人も当然なんですけども、同時に並行してやっていくということ。先日、麻生専門学校の方にお話聞いたら定員割れがかなりしてきているということで、下の段階から作っていかないと専門学校があっても定員割れするんだから、その下からまた作っていかないと、という状況にもうなってるんじゃないかなと。そこら辺まで分析していかないともう介護人材を作り出していくって、2025年以降の介護が非常に難しくなってるんじゃないか、そういう抜本的な考え方でやっていかないと追いつかないんじゃないかなって、マッチングとかそういうのはただ取り合いしてるだけだから。こっちが潰れて人があふれたからこっちの施設に来たみたいな話になって、総数は全然増えていかない気がするんですよ。

### 【会長】

ありがとうございました。ほかにございませんか。

**【副会長】**

人材の問題その他については今ご意見出たとおりで、気がついたのはやっぱり今委員がおっしゃったように福祉教育をもう少し下からきちっとしていかないと難しいのではないかというのが1点感じているところです。

それからもう1つは、些細な点で恐縮ですが、用語の解説のところ、資料2の6ページ一番下、それから資料3の70ページ一番下、ここで課税年金収入額の説明があるんですが、そこに最初に老齢（退職）金等とございます。（退職）を取りますと老齢金となりますね。これはいったいなにを表してるのか、老齢金というのが正規な固有名詞になってるのかどうか、あるいは老齢退職金と続くのか、せっかく用語の解説をしているのに、その解説がまた不十分なんじゃないのかと思ってご質問です。なにかありましたら教えてください。

**【事務局】**

ここについてはもう一度確認をしまして、最終分で検討させていただきたいと存じます。申し訳ございません。

**【会長】**

ありがとうございました。

本日いただきました委員の皆様のご意見につきましては答申案の修正につきまして私に一任していただくということでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

2025年に向けて高齢者、介護保険サービス利用者が非常に増加していきんですけども、いろいろお話が委員から出ましたように、介護人材の確保の困難、養成の問題、質の問題というのが非常にあります。そういう中で覚悟をもって行政とともにやっていかなければいけないと考えております。

それでは、本日の議事につきましては全てここで終了して、事務局にマイクをお返ししたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

**（3）閉会**

【別紙】出席者一覧表

1 高齢者保健福祉専門分科会委員（※五十音順）

氏名	役職・専門分野等
阿部 正剛	福岡市議会第2委員会委員
池田 良子	福岡市議会第2委員会委員
石田 重森	福岡大学名誉学長
伊藤 豪	福岡大学商学部准教授
岩城 和代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長，弁護士
因 利恵	公益社団法人 福岡県介護福祉士会会長
内田 秀俊	公益社団法人 認知症の人と家族の会福岡県支部副代表
浦部 英雄	福岡県中小企業団体中央会事務局次長
岡田 靖	独立行政法人 国立病院機構九州医療センター臨床研究センター長
加藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表
樺嶋 尚子	第2号被保険者
熊谷 秋三	九州大学基幹教育院教授
黒岩 悦子	公益社団法人 福岡県看護協会常任理事
古賀 康彦	福岡市介護保険事業者協議会会長
柴口 里則	公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会会長
高田 仁	九州大学大学院経済学研究院教授
橋爪 誠	九州大学大学院医学研究院 先端医療医学講座災害救急医学分野主幹教授
浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会委員
濱崎 裕子	久留米大学文学部社会福祉学科教授
平田 泰彦	一般社団法人 福岡市医師会副会長
村上 幸子	第1号被保険者
吉村 展子	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会常務理事

## 2 福岡市出席者（※組織順）

氏 名	所 属
永渕 英洋	福岡市保健福祉局長
野中 耕太	福岡市保健福祉局理事
中村 卓也	福岡市保健福祉局政策推進部長
木本 昌宏	福岡市保健福祉局政策推進部政策推進課長
大島 晶子	福岡市保健福祉局健康医療部長
佐伯 俊資	福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長
入澤 由三子	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課長
高木 三郎	福岡市保健福祉局高齢社会部長
田久保 義隆	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
大久保 治郎	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長
和佐 優	福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課長
西村 崇	福岡市保健福祉局高齢社会部福祉・介護予防課長